

子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担（保育料等）案に対する
パブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 26 年 10 月 1 日（水曜日）から平成 26 年 10 月 31 日（金曜日）まで

2 意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数 4 人

(2) 意見の件数 13 件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数（件）
1	条例に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に条例に盛り込まれているもの	0
3	今後の取組において参考にするもの	7
4	条例に反映できないもの	5
5	その他（感想・質問等）	1
	合計	13

4 意見と市の考え方

No	意見の概要	市の考え方	反映 区分
多子軽減の取扱いについて			
1	2号・3号認定の多子軽減の取扱いを、1号認定同様の小学校3年生までに適用を広げてほしい。	多子軽減の取扱いにつきまして、幼稚園は就園奨励費の軽減率、保育所は現行と同様の軽減率として、いずれも国が基準を示すこととなっています。 本市としましても、国の基準で多子軽減を設定するのが適当と考えていますが、軽減措置につきましては、今後の国の状況等を踏まえて検討します。	3
2	多子軽減について、2号・3号認定も1号認定同様の軽減を行ってほしい。		3
3	多子軽減について、認定こども園に通う2号認定を、1号認定と同様の軽減率にしてほしい。		3
延長保育料について			
4	保育短時間認定を受けた利用者が、延長保育を利用すると標準時間より保育料が高くなるという矛盾をなくしてほしい。	保育短時間認定は、主にパートタイム就労を想定しています。 保育短時間認定を受け、延長保育を頻繁に利用するなど保育短時間認定に合わない状況が続いた場合は、世帯の就労状況に応じて、保育短時間認定から保育標準時間認定へ認定の見直しを行うなど、御指摘のような矛盾が生じないように努めます。	3

保育短時間と保育標準時間について			
5	保育短時間と保育標準時間における利用者負担額の差が、1.7%では差がなさすぎるのではないか。	保育短時間と保育標準時間の利用者負担額の差につきましては、国が算出した保育短時間の利用者負担額の根拠として、非常勤保育士1人、3時間分の保育に要する経費を利用者負担に反映させた結果などから、保育標準時間の－1.7%となっています。 本市としましても、国が算出した根拠で設定するのが、適当と考えています。	4
市立保育所における保育短時間認定の保育時間について			
6	保育短時間認定の通常保育時間設定(8時30分から16時30分)が、利用者にとって適切な時間になっているとは思えない。	保育短時間利用は、国の基準により、主にパートタイム就労を想定した利用時間として、最大8時間を設定しています。 また、市立保育所における保育短時間認定の利用時間帯は、パートタイム就労者における統計値等の状況を踏まえ、8時30分から16時30分までとするのが適当であると考えています。	4
7	保育短時間認定の場合、16時30分以降は延長保育となるのはおかしい。	また、市立保育所における保育短時間認定の利用時間帯は、パートタイム就労者における統計値等の状況を踏まえ、8時30分から16時30分までとするのが適当であると考えています。	4
8	保育短時間認定を受けた場合、通常保育時間である8時間に幅を持たせるべきではないか。	ただし、勤務時間帯との関係から常態として保育短時間の利用時間帯を超えて利用せざるを得ないと認められる場合には、保育標準時間認定とすることで対応していきます。(例えば、1日の勤務時間は、6時間ですが、勤務時間帯が11時から17時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて利用せざるを得ないことが常態である場合などが該当します。)	4
9	保育短時間における通常保育時間に幅を持たせて、17時30分までを上限に保護者が設定できるようにしたらどうか。		4
市立保育所における土曜日の保育時間について			
10	土曜日の通常保育時間の見直しを行ってほしい。	市立保育所における土曜日の保育については、就労の都合等の止むを得ない事情がある場合を除き、基本的には家庭で子どもと過ごしていただきたいと考えていますが、多様化する保育ニーズに対応するため、保育時間の延長について、引き続き検討していきます。	3
11	土曜日が16時30分で閉所するのを、平日と同様の時間に延長するべき。		3
12	多様な働き方が増えている昨今、土曜日の保育時間は、子ども・子育て支援新制度になっても16時30分までなのでしょうか。		3

その他 (幼稚園送迎ステーションについて)			
13	幼稚園送迎ステーションについて、朝の利用時において、8 時 15 分までにアミューあつぎに連れて行くのは難しい。 また、夕方も 17 時 30 分から引き取れるよう、時間の拡充を考えてほしい。	このパブリックコメントの実施の趣旨は、「子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担 (保育料等)」の内容について市民の皆様の御意見を伺うためのものです。今回いただきました御意見につきましては、個別の事業に対する御意見として承ります。 幼稚園送迎ステーションの朝の受付時間につきましては、各幼稚園の始業開始時間に間に合うように設定しています。 また、夕方の利用時間につきましては、幼稚園により、延長保育時間が異なることから、一律に延長保育終了時間に合わせて迎えに行くことは難しい状況です。	5

※ 1号認定子どもの保育料の階層区分、②市町村民税非課税世帯の国基準の保育料について、パブリックコメント実施中は9,100円でしたが、平成27年1月11日に示された国基準の保育料は、3,000円に変更されています。

5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 こども育成課
- (2) 連絡先 046-225-2262